

福井医療大学留学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井医療大学学則(以下「学則」という。)第32条の規定及び福井医療大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第30条の規定に基づき、本学学生の外国の教育機関への留学(以下「留学」という。)に関する必要な事項を定める。

(留学資格)

第2条 留学の認定を受けようとする学生は、次の各号の全ての条件を満たすものでなくてはならない。

- 1 留学開始予定日までに、本学に6か月以上在学していること。
- 2 留学目的及び留学計画が適切であること。
- 3 学業成績ならびに人物考課が優秀であること。
- 4 外国語の研修を目的とする場合を除き、十分な外国語の能力を有すること。
- 5 原則として留学する大学の入学許可(書)を有すること。

(留学申請)

第3条 留学を希望する学生は、原則として、出国3か月前までに留学願に、次の各号に掲げる書類を添付して学長に提出しなければならない。

- 1 留学先教育機関の在籍又は留学の許可を証明する書類
- 2 留学先教育機関の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載された書類
- 3 その他学長が必要と認める書類

(留学許可)

第4条 留学願があったときは、学部にあっては教授会の議を経て、研究科にあっては研究科会議の議を経て、学長が許可する。

(留学期間)

第5条 在学中に留学できる期間は、延長期間を含めて1年間を超えることはできない。

(在学期間への算入)

第6条 前条に規定する留学期間は、在学期間に算入する。

(単位の認定)

第7条 単位の認定は、学部にあっては教授会の協議を経て、合わせて30単位を限度とし、研究科にあっては、研究科会議の協議を経て、合わせて10単位を限度として卒業又は修了の要件として認めることができる。

(授業料等)

第8条 留学の期間における本学の授業料は、これを徴収する。

(雑則)

第9条 この規程の改廃は、教授会及び研究科会議の議を経て、学長の承認を得なければならぬ。

附 則

附則1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

